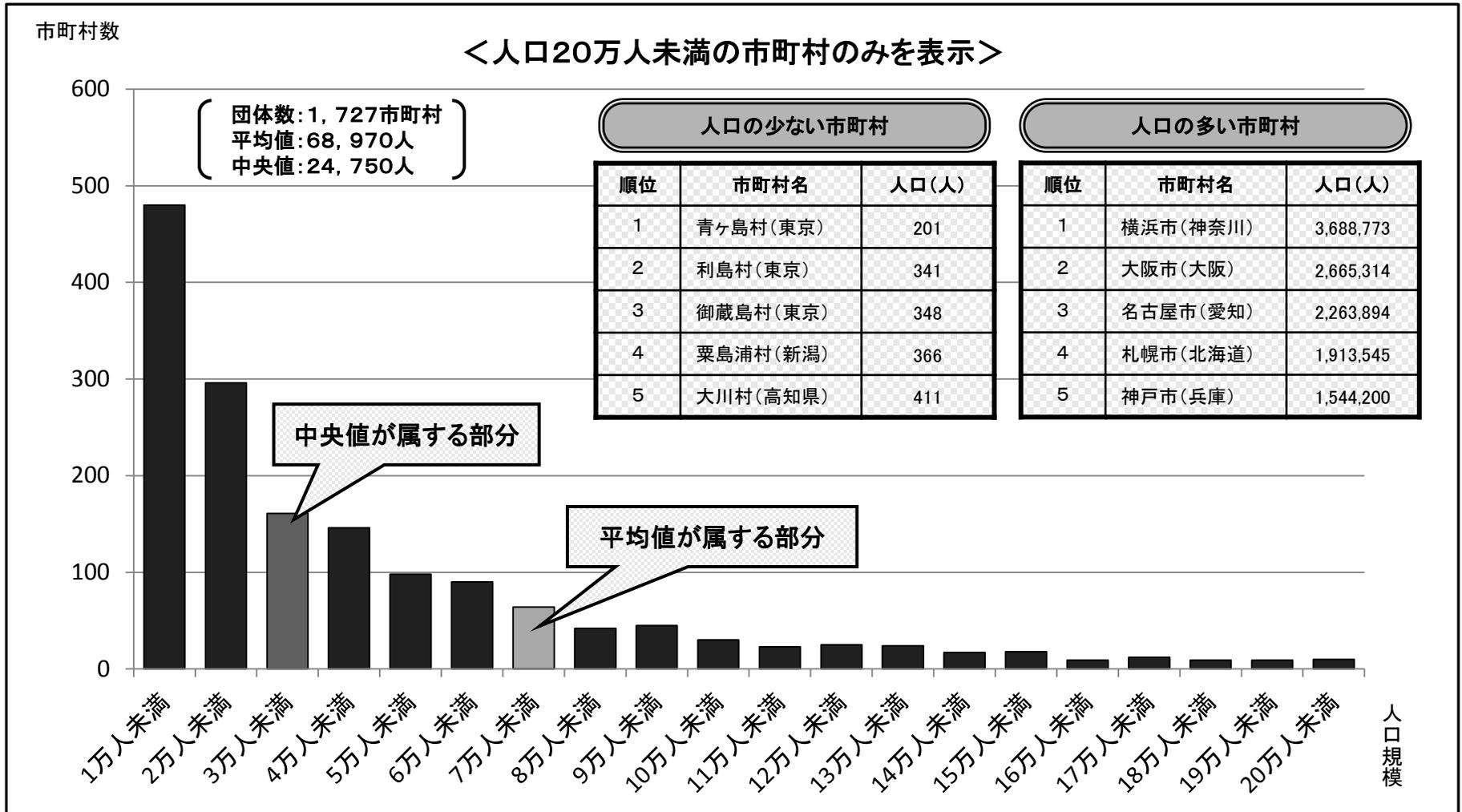


条件不利地域の市町村関連資料

人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

小規模市町村の類型別分類

人口1万人未満の市町村数:480

類型	数	例
同一都道府県内で5万人以上の都市と隣接する小規模市町村	224	訓子府町〔北見市〕(北海道) 長柄町〔茂原市〕(千葉県) 青木村〔上田市〕(長野県) 田尻町〔泉佐野市〕(大阪府) 久米南町〔岡山市〕(岡山県) 松野町〔宇和島市〕(愛媛県) ※〔 〕内は、隣接する都市
同一都道府県内で5万人以上の都市と隣接していない小規模市町村(離島を除く)	206	北海道北部・東部地域、 山形県中部地域、福島県西部地域、 長野県南部地域、奈良県南部地域、 高知県中部地域、宮崎県北西部地域
うち 定住自立圏の中心市要件を満たす市の通勤・通学10%圏に含まれない市町村	160	
離島にある小規模市町村	50	八丈町(東京都)、青ヶ島村(東京都)、 喜界町(鹿児島県)、十島村(鹿児島 県)、与那国町(沖縄県)、多良間村 (沖縄県)
うち 定住自立圏の中心市要件を満たす市の通勤・通学10%圏に含まれない市町村	48	

※ 市町村数については、平成25年1月1日現在。人口は、平成22年国勢調査による。

※ 通勤・通学10%圏は、平成17年度国勢調査による。

※ 離島には沖縄本島を含まない。

条件不利地域の小規模市町村における主な事業

○ 条件不利地域の小規模市町村のうち、合併団体であるA町・B町・C町(いずれも過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域に指定)の市町村建設計画に掲げられている事業は以下の通り。

分野	項目	A町(人口:約2,400人 職員数:約90人)	B町(人口:約5,800人 職員数:約120人)	C町(人口:約5,400人 職員数:約100人)
国土保全・インフラ	生活環境	・簡易水道事業の推進 ・合併処理浄化槽設置事業の推進	・ダム建設計画の推進 ・上下水道の整備	・生活環境の整備
	土木・河川・環境保全	・地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・河川整備、砂防事業の実施	・自然環境の保全、共生、活用 ・水源の保全、河川浄化、整備 ・森林の維持と活用	・自然環境の保全 ・河川の保全と活用 ・森林、里山の保全と活用
	交通	・幹線道路、生活道路等の整備 ・代替バス事業等の実施	・道路網の整備 ・公共交通の確保	・道路交通網の整備
	まちづくり	・公園の整備	・市街地の整備 ・住宅、公園、コミュニティ施設の整備	・市街地の整備
	情報	・情報インフラの整備	・情報、通信基盤の整備	・情報、通信の整備
厚生福祉・環境衛生	保健・医療	・診療所の運営 ・救急医療体制及び健康づくりの推進	・保健、医療体制の充実	・保健、医療の充実
	福祉・保険	・児童、高齢者、障害者等の福祉の向上 ・介護保険事業の推進 ・国民健康保険事業の推進	・高齢者、障害者施策の充実 ・地域福祉の充実 ・子育て支援の充実 ・社会保障制度の充実	・高齢者、障害者、児童福祉の充実 ・地域福祉の推進 ・母子、父子世帯福祉の充実 ・低所得者福祉の充実
	環境衛生	・ごみリサイクルシステムの充実 ・し尿処理システムの充実 ・不燃ごみの処理	・循環型社会の構築 ・環境衛生対策の充実	・環境衛生の充実
産業振興・雇用	産業振興	・農林業の振興 ・商工業の振興 ・観光業の振興	・農林水産業の振興 ・商工業の振興 ・観光、レクリエーションの振興	・農林水畜産業の振興 ・商工業の振興 ・観光、レクリエーションの振興 ・新産業の創出
	雇用		・雇用の確保と安定	
教育・文化・スポーツ	教育	・生涯学習の推進 ・教育環境の整備	・生涯学習社会の形成 ・学校教育の充実、青少年の健全育成	・生涯学習の推進 ・学校教育の充実
	文化・スポーツ	・運動施設の充実 ・郷土資料館の建設 ・伝統行事の実施	・生涯スポーツの振興 ・地域文化の継承と創造	・文化、スポーツの充実
消防・防災	消防・防災	・防災計画の見直し ・消防団の再編等	・消防、防災、防犯体制の充実	・消防、防災の強化
行財政改革	行財政改革	・行政改革大綱及び定員適正化計画の策定 ・本庁舎、支所の効率的運営	・自立する自治体経営の確立	・行政運営の効率化 ・財政基盤の強化
その他	定住・コミュニティ・協働	・公営住宅の建設 ・自治会の充実	・定住対策の推進 ・コミュニティ活動の支援 ・住民と行政の連携強化	・定住対策の充実 ・コミュニティの形成 ・住民との協働、住民活動の支援
	国際・人権・男女共同参画		・交流活動の推進 ・人権尊重のまちづくり推進 ・男女共同参画社会の形成	・国際化への対応 ・人権を尊重する人づくりの推進 ・男女共同参画社会の推進

※ この他に、住民基本台帳、戸籍、選挙、徴税等、市町村の存立に不可欠な事務及びこれに密接に関連する事務を処理。

小規模団体の事務処理体制の状況（事例D村）

D村 行政機構図

人口：約900人

平成24年12月現在

組織		人員	
村長			
副村長 (参事)			
総務課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	2	(2)
	担当	2	(2)
	計	6	(6)
住民課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	1	(1)
	担当	1	(1)
	計	4	(4)
保健福祉課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	2	(2)
	担当	1	(1)
	保健師	2	(1)
	計	6	(6)
診療所	所長(医師:非常勤)	1	(1)
	事務長(看護師)	1	(1)
	事務長補佐	1	(1)
	看護師	1	(1)
	計	4	(4)
建設課	課長	1	(1)
	課長補佐	2	(1)
	係長	2	(2)
	担当	1	(3)
	計	6	(7)
環境清美室	室長(課長補佐)	1	(0)
	業務員	1	(0)
	計	2	(0)

会計管理者	会計課	課長 担当	1 1	(1) (1)	
		計	2	(2)	
議会	議会事務局	事務局長 担当	1 1	(1) (1)	
		計	1	(2)	
教育委員会	教育長	教育委員会事務局	教育次長 係長 担当	1 1 2	(1) (2) (2)
			計	4	(5)
		人員計	35	(36)	
	幼稚園		3	(3)	
	小中学校		1	(3)	
	給食センター			(2)	
			0	(1)	
		定管調査職員数	39	(45)	

※ 教育長は定員管理調査の対象。非常勤の診療所長は対象外(+1名-1名)

※ 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価委員会事務局は、総務課で兼務。また、農業委員会事務局は、建設課で兼務。

※ 土木技師、建築技師、司書・学芸員、栄養士、保育所保育師、ケースワーカー、農林水産関係技師は設置なし。

※ ()書きは平成21年1月現在。

D村の組織・職員配置状況

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容(共同処理・民間委託の状況)	担当
総務課	6		総務・財政グループ	基金管理運営	①
課長	①	17	③	寄付採納	①
課長補佐	②	7	⑤	予算編成	①②
係長	③	6	⑥	執行管理	②
係長	④	5	企画グループ	財政計画	①②
主事	⑤	12	④	村債及び一時借入金	②③
主事補	⑥	10	⑥	セキュリティポリシー	⑤
				地方交付税	③
				財政関係調査報告	③
				ふるさと納税(定額給付含む)	④
				電子計算(システム維持:一部民間委託)	⑤
				情報通信	⑤
				町村会	①
				渉外	①
				公印管守	①
				儀式及び表彰	①
				職員の任命	①
				服務(公平委員会:委託)	①
				財産管理	①②
				区長会	①
				監査委員	①
				行政相談員	①
				給与(退職手当:一組)	⑤
				共済組合(公務災害:一組)	⑤
				職員研修(職員研修:一組)	⑤
				学典関係	⑤
				情報公開(個人情報保護含)	②⑤
				法令の審査及び公布	⑤
				文書管理	③
				領票	⑤
				選挙	⑤
				消防・防災(消防:一組)	③
				庁舎管理(清掃:一部民間委託)	③
				広報	⑥
				村長車運転業務	⑤⑥
				公用車両管理	⑤⑥
				文書收受	⑤⑥
				観光及び宣伝(観光施設管理:民間委託)	①④
				商工業振興	①④
				地域振興	①④
				過疎計画策定	④
				交通	⑥
				防犯(地域安全)	⑥
				統計調査(一部民間委託)	②
				計量	⑥
				文化・スポーツ施設管理	⑥
				世界遺産	⑤
				物産展	⑤

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容(共同処理・民間委託の状況)	担当
住民課	4		住民グループ	村人権・同和問題協議会事務局長	①
課長	①	15	②	課市町村・郡協議会会計事務	①
課長補佐	②	19	③	〇〇地区税務協議会(地方税部会含む)	①
係長	③	18	④	租税教育推進協議会	①
主事	④	16	税務グループ	予算	①
			①	条例改正(税関係)	①
			②	普通交付税(収入)	①
			③	人権擁護	①
			④	更正保護	①
				COKAS-R/AD(住民情報システム)関連	②
				予算(住民関係)	②
				条例改正(住民関係)	②
				戸籍	②
				住基	②
				印鑑登録	②
				外国人登録	②
				葬祭時手続事務	②③④
				戸籍住民事務連絡会	②
				戸籍住基等回答事務	②
				窓口業務(ごみ袋販売含む)	②③④
				労働行政	③
				消費者行政	③
				行路病死人	③
				女性政策	④
				文書受付事務	④
				ゴミ袋在庫管理	④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局長補佐	②
				村民集會	②③④
				人権擁護委員、保護司	②
				ヒューマンフェスティバル	②③④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局	③
				課税徴収全般	②
				固定資産管理(国土調査関連、土地家屋管理台帳管理)	②
				軽自動車税	②
				予算(税)	②③
				固定資産税	③
				消費税全般(地方消費税、特会申告)	③
				諸税及び交付金の管理	③
				村部税務研究会	③
				県村民税、税申告	④
				法人税	④
				国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療料徴収	④
				使用料徴収(水道、下水道、住宅)	④
				税照会の回答事務	④
				窓口業務	①③④
				滞納整理全般	①
				滞納処分(搜索、差押、インターネット公売、換価等)	①③④
				滞納金管理	③
				地方税徴収対策会議	①
				納税交渉(電話催告、訪問催告、面接、分納計画等)	①③④
				財産調査	①③④

保健福祉課	6		福祉グループ	直営診療所	①
課長	①	10	③	社会福祉協議会	①
課長補佐	②	3	④	歯科診療所	①
係長	③	5	地域包括グループ	〇〇地区病院群輪番制	①
係長	④	14	②	国民年金	①
保健師	⑤	11	③	戦傷病者	①
保健師	⑥	11	⑤	遺族会	①
			⑥	追悼式	①
			ほけんグループ	手をつなぐ会	①
			②	いのちの電話	①
			③	民生児童委員会協議会	③
			④	善意銀行	③
			⑤	母子(父子)寡婦福祉	④
			⑥	保育関係	④
				少子化対策	④
				こども手当	④
				児童扶養手当	④
				特別児童扶養手当	④
				児童養育手当	④
				生活保護	④
				地域包括	②
				介護保険事業 (介護認定審査会:広域連合)	②
				老人福祉 (ホームヘルパー、在宅配食:民間委託)	④
				しょうがい者福祉 (障害区分認定審査会:広域連合)	④
				精神保健福祉	④
				更生医療福祉	④
				地域包括支援事業	⑤⑥
				母子保健事業	⑤⑥
				健康づくり事業	⑤⑥
				結核・感染症・予防接種	⑤⑥
				その他の疾病対策	⑤⑥
				後期保健事業(保健事業)	⑤⑥
				国民健康保険事業(保健事業)	⑤⑥
				歯科保健	⑤⑥
				へき地巡回診療	⑤⑥
				おもちゃ図書館	⑤⑥
				食生活改善推進協議会	⑤⑥
				献血	②
				国民健康保険事業(医療給付業務)	③
				後期高齢者医療	③
				老人保健事業(医療給付業務)	③
				福祉医療	④
				日雇労働保険	④
診療所	4			国民健康保険の被保険者の診療	①②③④
所長(医師)	①	2		上記以外の患者の診療	①②③④
事務長(看護師)	②	2			
事務長補佐(事務)	③	2			
看護師	④	2			

建設課	8		事業グループ	文書受付事務	⑦
課長	①	3	①	設計管理全般	①
課長補佐	②	5	②	現場管理	②
課長補佐	③	13	③	村営住宅全般	②
係長	④	3	④	住宅耐震事業全般	②
係長	⑤	9	⑤	土木一般事務	⑤
主事	⑥	3	⑥	村営住宅に係る事務	③
			産業グループ	住宅耐震事業事務	③
				公営住宅事務	③
【環境清美室】				入札及び契約事務	③
課長補佐	⑦	3	④	土木全般(設計積算・現場監督)	⑤
業務員	⑧	1	⑤	急傾斜対策事業	⑤
			⑥	河川、道路占用	⑥
			環境衛生グループ	指名願い受付	⑥
				設計管理全般	①
			②	原木市	①
			③	林業全般	③
			⑤	内水面対策事務	③
			⑥	牧場全般	③
			地籍グループ	冷凍冷蔵庫管理	③
			②	農業全般	⑤
			③	猟友会関係	⑤
			④	設計積算事務	⑤
			⑥	現場管理	⑤
				林道維持管理	⑤
				林業一般事務	⑦
				環境衛生全般	②
				ゴミ収集 (収集:直営 処理:一組)	⑦⑧
				上下水道一般事務	③
				水道施設、浄化槽維持管理 (浄化槽維持:民間委託)	③
				検針業務	③
				水質検査 (一部民間委託)	③
				河川愛護	③
				浄化槽設置設計事務	⑤
				環境衛生一般事務(上下水除く)	⑥
				地籍調査に関する所有者、相続人調査事務	②
				地籍調査全般 (一部民間委託)	④
				土地に関すること	④
				登記事務全般	④
会計課	2			公金の出納及び保管	①②
課長	①	3		現金及び物品の出納	①②
係長	②	3		村の歳入歳出決算	①②
議会事務局	1			議会の運営	①
事務局長	①	1			

教育委員会	4		教育委員会の会議に関する事。	①
教育次長	①	20	学校(園)、社会教育施設、社会体育施設の設置・廃止に関する事。	①
係長	②	19	教育財産全般の管理に関する事。	①
主事	③	21	教育委員会所属の村費教職員の任免、服務、人事に関する事。	①
主事補	④	9	英語指導助手(IET)の招致事業実施に関する事。	①
			教頭会に関する事。	①
			公印の管守に関する事。	①
			文化財の保存及び活用に関する事。	①
			村史増補の編集に関する事。	①
			情報公開に関する事。	①
			教育委員会規則等の制定改廃に関する事。	①
			教育委員会の歳入歳出予算及び決算に関する事。	①
			教育委員会所属の村費教職員給与に関する事。	①
			学校(園)の施設、設備の管理及び整備に関する事。	①
			県へき地文化鑑賞奨励事業の事務に関する事。	①
			県、市町村教育委員会事務局との関係に関する事。	①
			その他他の係の所管に属しない事務に関する事。	①
			通学バスに関する事。	①
			学校給食に関する事。(食育に関する事。)	①
			臨時職員に関する事。	①
			公用車に関する事。	②
			成人式に関する事。	②
			社会教育委員会等の会議に関する事。	②
			生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事。	②
			文化祭に関する事。	②
			人権教育の推進計画の立案と実施に関する事。	②
			人権教育の研修に関する事。	②
			同和教育推進協議会事務局に関する事。	②
			その他人権教育に関する事。	②
			社会体育施設設備の管理・整備に関する事。	②
			社会体育に関する事。	②
			体育指導委員に関する事。	②
			体育協会事務局に関する事。	②
			その他保健体育に関する事。	②
			放課後子ども事業に関する事。	②
			各学校(園)耐震診断・補強等に関する事。	②
			叙位、叙勲に関する事。	③
			国、県補助金等の事務に関する事。	③
			学級編制の申請に関する事。	③
			就学指導委員会に関する事。	③
			就学奨励金及び通学費補助金に関する事。	③
			要・準要保護児童生徒に関する事。	③
			教育委員会予算の会計事務に関する事。	③
			文書事務及び電算事務に関する事。	④
			施設台帳に関する事。	④
			教育に関する調査統計及び広報に関する事。	④
			教育委員会関係の旅費・報酬に関する事。	④
			教職員の履歴書に関する事。	②
			公立学校共済組合に関する事。	④
			図書及び資料に関する事。(リクエストサービスを含む。)	④

			学齢児童・生徒の就学、入学及び転学に関する事。	④
			教育課程、教科用図書及び教材に関する事。	③
			長期休業中の指導計画に関する事。	③
			教職員の研修に関する事。	③
			公民館その他社会教育施設設備の管理・整備に関する事。	③
			各種社会教育講座、教室の企画及び実施に関する事。	③
			家庭教育に関する事。	③
			社会教育関係団体に関する事。	③
			幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。	③
			学校保健に関する事。	③
			学校安全に関する事。	③
			日本体育・学校健康センターの事務に関する事。	③
			学校(園)の環境衛生に関する事。	③
			教職員の健康管理に関する事。	③
			特別支援教育委員会等に関する事。	③
			スクールバス運行及び運行に関する連絡調整	②
			学校給食配送	②
			給食調理業務	④
			公民館管理	④

小規模市町村の取組み等について①

きたやまむら

1. 和歌山県北山村

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:486人(高齢化率:50.4%)、面積:48.21km²、H23.4.1職員数:24人
- 周囲を他県(三重・奈良両県)に囲まれた、全国で唯一の飛び地の小さな村。
- 「筏の村」「じゃばらの里」「おくとろ温泉」などの村の固有資源を活用した観光事業を中心とした「自主的なむらづくり」の実現に取り組んでいる。
- 古来より北山村でしか栽培されていなかった柑橘類「じゃばら」を特産物として販売。ここ数年来、花粉症に効果があるということから人気も高まり、今では村の基幹産業となっている。
- 平成19年に、日本初の自治体運営ブログポータルサイト「村ぶろ」をオープンし、中山間地域の交流化の活性化や観光客の増加、じゃばらブランドの販路拡大の推進に取り組んでいる。

②事務処理のあり方について

- 団体としての存続が前提であるが、後期高齢者医療制度を広域連合で実施しているように、広域連携・共同処理は積極的に行うべき。国民健康保険、介護保険等、法定事務や各市町村で共通した事務は県や広域連合等が行い、それ以外の事務(地域振興、特色ある教育等)は各市町村の状況に応じ、地域に特化して独自に行うようにすべきである。
- 各市町村で共通した事務については、広域連携・共同処理を行いたいが、調整が難しく、それぞれの事務について苦勞をしながら広域で行っている。(常備消防:なし、し尿処理:和歌山県内の一部事務組合で共同処理、ごみ処理:奈良県内の一部事務組合に委託)
- 介護サービス事業は村の社会福祉協議会が実施。規模が小さいことから供給が限られており、デイサービスとホームヘルパーのみを行っている。そのため保険料が安く抑えられている面もある。
- 常備消防を持つ財政的余裕がないため、村の新規採用職員を短期間、県の消防学校で研修を受けさせ、簡単な救急対応をできるようにしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優れた職員の確保が課題である。

小規模市町村の取組み等について②

きじまだいらむら

2. 長野県木島平村

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:4,939人(高齢化率:32.2%)、面積:99.31km²、H23.4.1職員数:83人
- 農村での誇りある暮らしと都市と農村の共生を目指した「『農村文明』の創生」の取組を進めており、平成22年3月に「農村文明塾」を開塾し、農村学講座やオープンカレッジを開催し多くの成果を得ている。平成24年7月に「全国村長サミット」を初開催し、小さな自治体・村の存続を訴える全国のネットワークを進展させている。
- 5,000人規模の村の持続が可能な村づくりのため「村力再生プロジェクト5000」を推進し、村内での産業振興、雇用の拡大、移住・定住の拡大のための取組を展開している。質の高い米だけを集めて「村長の太鼓判」として販売し、「木島平米」のブランド化戦略を進めている。
- 教員の教育力向上を目指して外部講師の招聘や教員同士でそれぞれ授業評価を行うなど、小学校授業研究を実施する等の「木島平型教育」を推進している。

②事務処理のあり方について

- 5,000人規模の村の持続可能な村づくりを進めており、役場が地域全体の住民の状況について十分把握し、行政サービスの提供、地域活性化に取り組むことが役場の役割として重要であり、地域に密着した業務等、地域でできる事務については地域で行うべきである。
- 法律で義務づけられた事務についても同様であり、困難を伴うことがあっても自ら行うべきである(国民年金保険料の納付率は、100%に近かった)。
- 役場職員は行政サービスの提供を行うとともに、地域を支える担い手としての役割も果たしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優秀な職員の確保が課題である。

ヒアリング結果（C県）

①県の概要

- 県内4地区で県・市町村「連携・共同事務検討協議会」が設立。
- そのうちの一地区ではその後、地方自治法に基づく協議会を設立。

②ヒアリング概要

- 県内町村からは、都道府県との連携や都道府県による支援が必要な事務として、「税、債権回収、滞納整理」「道路維持補修、除雪、橋りょう、災害査定」「下水道の修繕補修」「福祉事務所（生活保護）」「国民健康保険」「監査」等が挙げられている。
- 県内町村からは、上記事務に関して都道府県との連携や都道府県による支援が必要な理由として、以下のものが挙げられている。
 - ①専門性の確保（専門職の配置の難しさ、人事ローテーションの硬直化と職員の固定化、人材育成の難しさ等）
 - ②職員の確保（災害査定や住民監査請求は、事務が常時あるわけではないため、単独町村では職員の確保が困難）
 - ③機材の確保（道路の除雪等の機材を各市町村が保有することの非効率性等）
 - ④事務量の確保による効率性の向上（各市町村の事務の件数が少ない場合、非効率が生じている）
- 県内町村からは、都道府県と連携する上での課題として、以下のものが挙げられている。
 - ①各市町村の議会や住民の意見が反映されにくくなることへの危惧
 - ②責任の所在が曖昧になること
 - ③各市町村のスタンス、事務処理の実施方法、取組内容等のすり合わせの難しさ
 - ④連携の実施に向けた調整にあたることのできる職員の不在
 - ⑤一人が複数業務を実施する状況で一部の事務を連携しても、職員の減少にはつながらないこと

ヒアリング結果（C県の3町）

ヒアリング概要

（a町）

- 高齢化率が5割近くに上る当町では、十分な数の保健師を自前で雇用し、高齢者の健康増進に取り組んでいる。
- 住民の顔が見え、行政が裁量を持てる事務（福祉等）については町が行い、住民の顔が見えない方がよく、行政の裁量が少ない事務（税の徴収等）については、県や他の市町村と連携して行うのがよいのではないか。また、小さな自治体では事務量が少ないものについても、県と連携して行うのが有効ではないか。
- 道路管理については、住民からの苦情が国道でも県道でも一旦は町に来ている実情を踏まえると、町内の道路管理は全て町が行うこととしてもよいのではないか。

（b町）

- 専門職を雇う余裕がないため、県との人材交流を積極的に行うことにより人材を確保したい。ただし、専門職の不足は県においても課題となっていることから、コンサルタント会社への業務委託も行わざるを得ない。
- 公物管理は、法定の管理者が責任を持って行うべきではないか。

（c町）

- 保健師等の専門職は、研修目的で県から派遣してもらっているが、派遣がいつまで続けられるか不安定なので、継続的に派遣してもらえる仕組みの構築が望ましい。
- 町は組織体制に余裕がないので、地域振興策など企画部門の仕事は県と連携しながら取り組むのが有効。
- 公物管理は、住民目線に立ち、町内のものは町で行う方がよい。国道事故の場合も県道事故の場合もまずは町役場に電話が来ることが多く、町が迅速に対応できることが大切。

ヒアリング結果（D県）

①県の概要

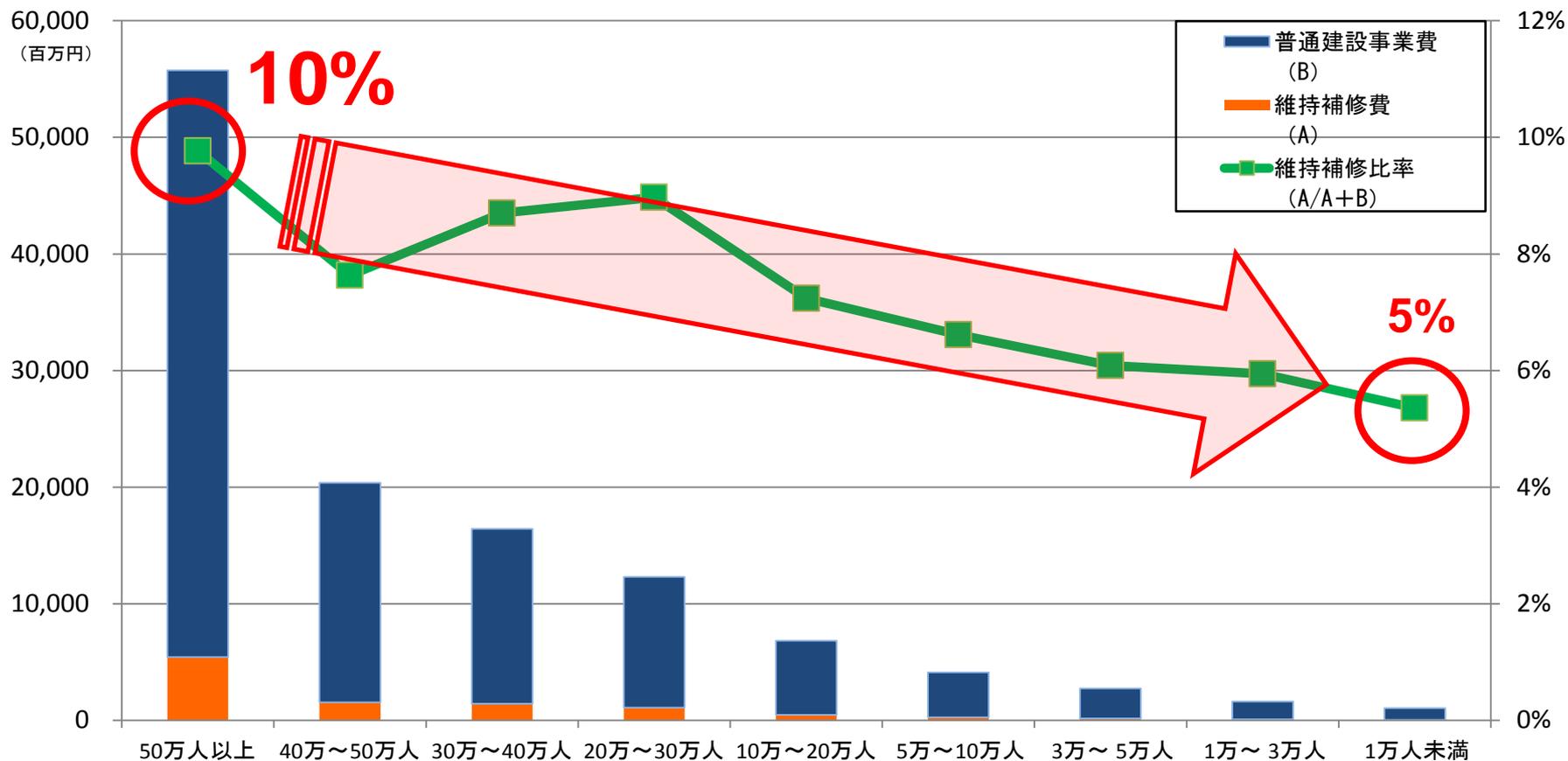
- 平成16年から20年にかけて大規模な市町村合併が行われた。
- 山岳が多く、県総面積の8割以上が山林で、森林面積の割合は、全国上位。

②ヒアリング概要

- 市町村間の連携は、ごみ処理等の環境衛生関係のみならず介護区分認定審査等の厚生福祉関係でも実施。
- 市町村で課題となっているが、市町村間の広域連携では対応できない課題と対応は、以下のとおりである。
 - ・ 地理的限界が生じるもの（遠隔地での消防・救急対応）→消防団やドクターヘリで対応
 - ・ 専門性の高い業務における人材及び知識の蓄積の不足（保健師、社会福祉士等）→県からのOBの斡旋等
 - ・ 電算事務の一元化（リーダーシップを発揮する市町村がない場合は実現困難）
 - ・ 産業振興、雇用の確保、集落の維持等に関わる人材や情報の不足→県職員の活用
- 企画部門や地域振興において、県は市町村と両輪となる形で市町村をサポートしている。
 - ・ 支援員
県職員が市町村役場など実際に地域に駐在し、地域の振興・活性化に向けた支援や県と市町村とのパイプ役を担っている。
 - ・ 集落活動センター
地域住民が主体となって近隣の集落との連携を図り、地域の課題やニーズに地域ぐるみで取り組む。生活道の除草・整備、間伐、小ビジネスの展開、小売商店の維持等、条件不利地域を中心に活動。
- 今後の課題
 - ・ 集落活動センターを持続的に運営していくためには、立ち上げ支援のみならず継続的な援助が必要。
 - ・ 専門性の高い事務のサポートや公共施設の整備・維持に関する支援など県が有する人材やノウハウを有効活用することが必要。

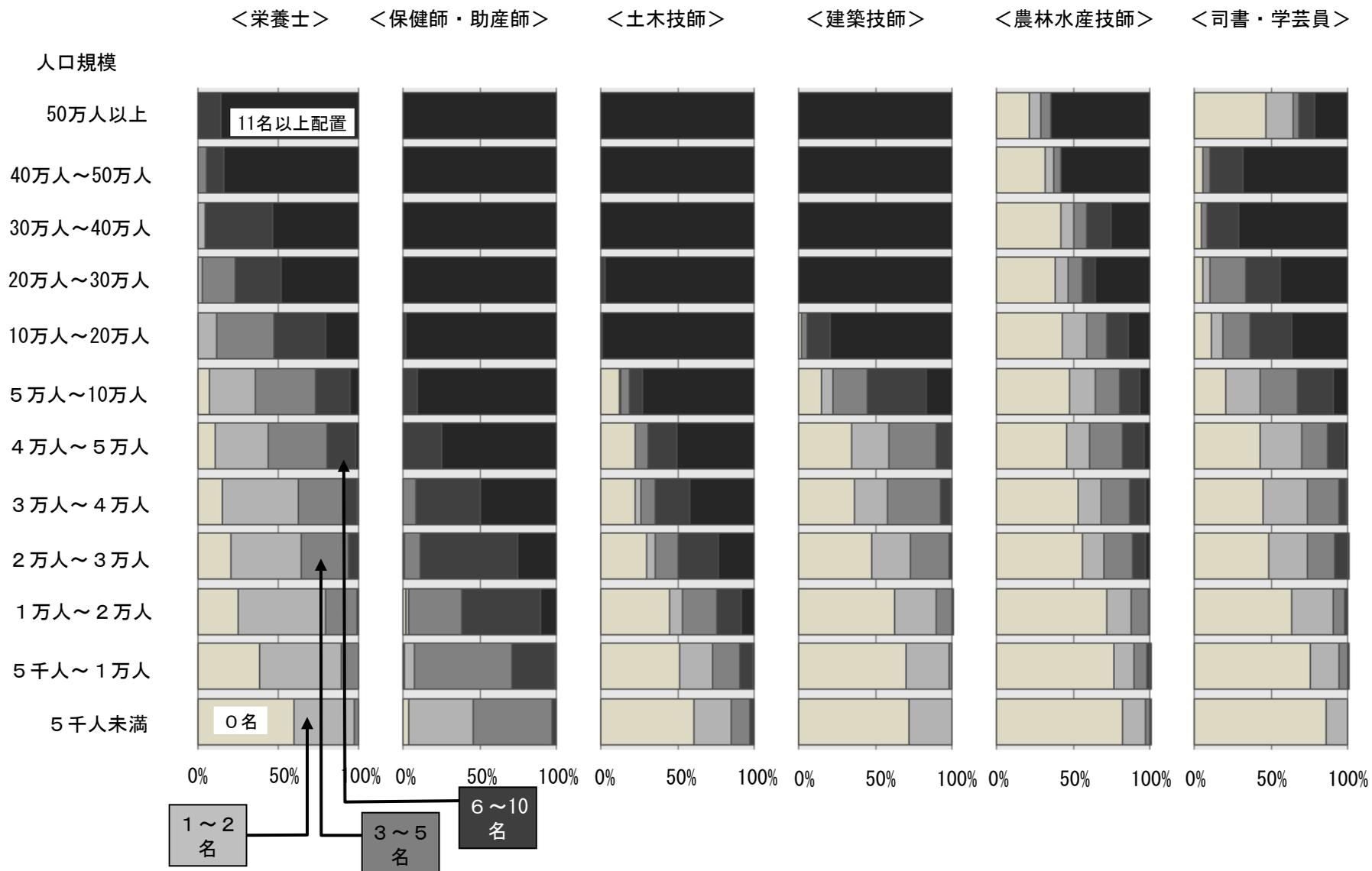
小規模市町村における維持補修費の状況

○ 普通建設事業費と維持補修費の合計額に占める維持補修費の割合は、市町村の規模が小さくなる程、低くなる傾向にある。



※人口は、平成22年国勢調査人口(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。
 ※金額は、平成22年全国都道府県市区町村決算統計に基づくもの。

人口規模別の専門職員配置状況



※ 専門職員の配置状況は、平成22年地方公共団体定員管理調査による。
 ※ 人口は平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果

- 全市町村(政令市を除く1,699団体。)を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。(平成24年12月31日現在)
- 市町村が、都道府県による処理を検討する必要があると選択した事務について、その理由としては職員の専門知識の不足が多く挙げられている。

(回答数上位10事務、複数回答可)

事務の種類	回答数	都道府県による処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
国民健康保険	332	246 (74.1%)	116 (34.9%)	67 (20.2%)	87 (26.2%)	106 (31.9%)
介護保険	127	73 (57.5%)	62 (48.8%)	55 (43.3%)	30 (23.6%)	35 (27.6%)
障害者福祉	94	31 (33.0%)	44 (46.8%)	65 (69.1%)	24 (25.5%)	28 (29.8%)
後期高齢者医療	93	48 (51.6%)	40 (43.0%)	27 (29.0%)	28 (30.1%)	29 (31.2%)
税の徴収	82	10 (12.2%)	46 (56.1%)	60 (73.2%)	5 (6.1%)	22 (26.8%)
文化財	79	25 (31.6%)	41 (51.9%)	55 (69.6%)	10 (12.7%)	15 (19.0%)
生活保護	72	35 (48.6%)	48 (66.7%)	46 (63.9%)	10 (13.9%)	15 (20.8%)
道路・橋りょう	67	42 (62.7%)	31 (46.3%)	43 (64.2%)	6 (9.0%)	9 (13.4%)
河川管理	56	33 (58.9%)	29 (51.8%)	33 (58.9%)	9 (16.1%)	8 (14.3%)
保健衛生	54	20 (37.0%)	22 (40.7%)	27 (50.0%)	13 (24.1%)	21 (38.9%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ は、回答数に対し60%以上選択された項目、 は、50%以上60%未満の項目。

地方公共団体の主な役割分担の現状（介護保険）

条項はすべて介護保険法（平成9年法律第123号）による。

都道府県

- ・居宅サービス事業者の指定 § 41①
- ・介護予防サービス事業者の指定 § 53①
- ・介護老人福祉施設の指定 § 48①
- ・介護老人保健施設の開設の許可 § 94①
- ・居宅介護支援事業者の指定 § 46①
- ・介護支援専門員の登録 § 69の2
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理（市町村へ届け出る事業者及び二以上の都道府県の区域に所在する事業者を除く） § 115の32②i
- ・介護サービス情報の公表 § 115の35②
- ・財政安定化基金の設置 § 147①

市町村

- ・介護保険の実施 § 3①
- ・要介護認定 § 27
- ・要支援認定 § 32
- ・介護給付 § 40～ § 51の4
- ・予防給付 § 52～ § 61の4
- ・市町村特別給付 § 62
- ・介護保険料の徴収 § 129①
- ・地域密着型サービス事業者の指定 § 42の2①
- ・地域密着型介護予防サービス事業者の指定 § 54の2①
- ・介護予防支援事業者の指定 § 58①
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみ行い、一の市町村の区域に存在するもの） § 115の32②ii
- ・地域支援事業 § 115の45

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

地方公共団体の主な役割分担の現状（義務教育等）

[学校教育法]

[地方教育行政の組織及び
運営に関する法律]

[公立義務教育諸学校の学級編制及
び教職員定数の標準に関する法律]

都道府県

- ・公立学校の設置 § 2
- ・私立学校、市町村立高等学校等の設置の認可 § 4①

- ・私立学校に関する事務に係る助言又は援助 § 27の6
- ・市町村立小・中学校等の教職員（県費負担教職員）の任命 § 37①
- ・県費負担教職員の異動の発令 § 40
- ・県費負担教職員の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件、任免、分限又は懲戒、職階制に関する計画等についての条例の制定 § 41～44
- ・市町村に対する必要な指導、助言又は援助 § 48①

- ・公立小・中学校の学級編制基準の決定 § 3②
- ・市町村教育委員会が市町村立小・中学校の学級編制を行った場合の届出の受理 § 5

市町村

- ・小・中学校等の設置 § 2、38、49
- ・就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 § 19

- ・県費負担教職員のサービスの監督 § 43①
- ・県費負担教職員の勤務成績の評定 § 46

- ・市町村立小・中学校等の学級編制 § 4

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

地方公共団体の主な役割分担の現状（障害者福祉）

都道府県

市町村

[障害者総合支援法]

[児童福祉法]

[身体障害者福祉法]

[知的障害者福祉法]

[その他の法律]

- ・障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等 § 29①、§ 48①
- ・自立支援給付
自立支援医療（精神通院医療） § 58①
- ・地域生活支援事業（専門性の高い相談支援、広域支援等） § 78

- ・障害児通所支援事業者の指定 § 21の5の3
- ・障害児入所支援
障害児入所給付費の支給 § 24の2
障害児入所医療費の支給 § 24の20 等
- ・障害児入所施設等の指定 § 24の2

- ・身体障害者更生相談所の設置 § 11
- ・身体障害者手帳の交付 § 15
- ・盲導犬等の貸与・貸与の委託 § 20

- ・知的障害者更生相談所の設置 § 12

- ・専門的な医療機関の確保[発達障害者支援法 § 19]
- ・特別支援学校の設置義務[学校教育法 § 80]

- ・自立支援給付
介護給付 § 29①
訓練等給付 § 29①
自立支援医療（育成医療*1、更生医療） § 58①
補装具 § 76①
- ・地域生活支援事業（相談支援、成年後見制度利用支援、意思疎通支援等） § 77

- ・障害児通所支援*2
障害児通所給付費の支給 § 21の5の3 等
- ・障害児相談支援
障害児相談支援給付費の支給 § 24の26 等
- ・障害児相談支援事業者の指定 § 24の26

- ・身体障害者相談員への委託による相談対応、援助*1 § 12の3
- ・身体障害者の診査及び更生相談 § 17の2

- ・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助*1 § 15の2
- ・障害者支援施設等への入所等の措置 § 16

- ・保護者への医療機関等の紹介、助言 [発達障害者支援法 § 5③]

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

*1: 第2次一括法により都道府県から市町村に移譲（従前は中核市まで）

*2: 平成24年4月より、実施主体が都道府県から市町村へ移行

地方公共団体の主な役割分担の現状（消費生活相談）

条項はすべて消費者安全法(平成21年法律第50号)による。

都道府県

- ・市町村の事務の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び技術的援助 § 8①i
- ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談対応のうち、広域的な見地を必要とするもの § 8①iiイ
- ・事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、広域的な見地を必要とするもの § 8①iiロ
- ・消費者事故等の状況及び動向を把握するための調査・分析(専門的な知識・技術を必要とするもの) § 8①iiハ
- ・広域的な見地から行う消費者安全の確保のために必要な情報収集及び住民への情報提供 § 8①iiニ
- ・消費者事故等の発生に関する市町村との情報交換 § 8①iii
- ・消費生活センターの設置(必置) § 10①

市町村

- ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談対応 § 8②i
- ・事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせん § 8②ii
- ・消費者安全の確保のために必要な情報収集及び住民への情報提供 § 8②iii
- ・消費者事故等の発生に関する都道府県との情報交換 § 8②iv
- ・消費生活センターの設置(努力義務) § 10②

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

地方公共団体の主な役割分担の現状（道路）

条項はすべて道路法(昭和27年法律第180号)による。

都道府県

- ・都道府県がその工事を施行することが相当であると認められる国道の新設又は改築 § 12
- ・指定区間外の国道の維持、修繕、災害復旧事業その他の管理 § 13①
- ・都道府県道の認定 § 7①
- ・都道府県道の廃止又は変更 § 10①②
- ・都道府県道の管理 § 15

市町村

- ・【市のみ】都道府県の同意に基づく国道管理の一部及び都道府県道の管理 § 17②
- ・【町村のみ】都道府県の同意に基づく都道府県道の管理 § 17③
- ・都道府県の同意に基づく国道・都道府県道等における歩道の新設等 § 17④
- ・市町村道の認定 § 8①
- ・市町村道の廃止又は変更 § 10①②
- ・市町村道の管理 § 16①

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

地方公共団体の主な役割分担の現状（河川管理）

条項はすべて河川法(昭和36年法律第167号)による。

都道府県

- ・国土交通大臣が指定する区間内の一級河川の管理（一部事務を除く） § 9②
- ・二級河川の指定及び管理 § 5①、§ 10①
- ・流水を占有する者等からの流水占有料等の徴収等 § 32①

市町村

- ・河川管理者との協議に基づく河川工事又は河川の維持 § 16の3
- ・準用河川の指定及び管理 § 100①

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。

地方公共団体の主な役割分担の現状（水道）

条項は水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)による。

都道府県

- ・関係地方公共団体の要請に基づく広域的な水道整備計画の策定 法 § 5の2
- ・給水区域を含む市町村の同意による水道事業の経営 法 § 6②
- ・水道事業(大規模な特定水源水道事業を除く)に関する事務 法 § 46、令 § 14①
 - ・水道事業者の事業経営及び事業変更の認可、事業の休止又は廃止の許可、給水開始前の届出の受理等
 - ・地方公共団体以外の水道事業者の供給規程の変更の認可等
 - ・水道事業者の業務委託の届出の受理
 - ・水道事業者の認可の取消、施設の改善の指示及び給水停止命令、地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更、報告の徴収及び立入検査等
 - ・地方公共団体以外の水道事業者が施設の改善の指示に従わない場合等の地方公共団体による施設の買収の認可 等
- ・簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査の実施【市の区域を除く】 法 § 39③

- ・小規模な水道用水供給事業に関する事務 法 § 46、令 § 14②

- ・水道用水供給事業者の事業経営及び事業変更の認可、事業の休止又は廃止の許可、給水開始前の届出の受理等
- ・水道用水供給事業者の業務委託の届出の受理
- ・水道用水供給事業者の認可の取消、施設の改善の指示及び給水停止命令、報告の徴収及び立入検査の実施 等

- ・一定規模以下の水道事業者間、水道用水供給事業者間等に対する事業の一体経営等の合理化の勧告 法 § 46、令 § 14④

- ・専用水道に関する事務【市の区域を除く】 法 § 32、§ 34、§ 36、§ 39②

- ・専用水道の設計が基準に適合することの確認
- ・専用水道設置者の給水開始前の届出の受理、業務委託の届出の受理
- ・専用水道設置者に対する施設の改善の指示及び給水停止命令、報告の徴収及び立入検査の実施 等

市町村

- ・水道事業の経営(※市町村以外も可) 法 § 6②
- ・市町村以外の者が水道事業を営もうとする場合の同意 法 § 6②
- ・給水区域の拡張により新たに市町村区域が含まれる場合の同意 法 § 10①

- ・【市のみ】市の区域における専用水道に関する事務 法 § 32、§ 34、§ 36、§ 39②、§ 48の2

- ・専用水道の設計が基準に適合することの確認
- ・専用水道設置者の給水開始前の届出の受理、業務委託の届出の受理
- ・専用水道設置者に対する施設の改善の指示及び給水停止命令、報告の徴収及び立入検査の実施 等

- ・【市のみ】市の区域における簡易専用水道設置者からの管理状況の報告の徴収及び立入検査の実施 法 § 39③、§ 48の2

※ 市町村には、指定都市、中核市、特例市は含まれない。